

神戸市延長保育事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するとともに、乳幼児の福祉の増進を図るため、延長保育事業（以下「延長保育」という。）を実施することについて必要な事項を定める。

(延長保育の種類)

第2条 延長保育の種類は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間外延長

保育標準時間を超えて開所時間内に実施する延長保育

(2) 保育標準時間内延長

保育短時間を超えて保育標準時間内に実施する延長保育

2 前項第1号に定める保育標準時間外延長の種類は次のとおりとする。

(1) 30分延長

保育標準時間の前後において、継続して30分間の延長保育を実施する。

(2) 1時間延長

保育標準時間の前後において、継続して1時間の延長保育を実施する。

(3) 1時間30分延長

保育標準時間の前後において、継続して1時間30分の延長保育を実施する。

(4) 2時間延長

保育標準時間の前後において、継続して2時間の延長保育を実施する。

(対象児童)

第3条 延長保育の対象児童は、入所児童のうち保護者の就労形態、残業等やむを得ない事情のため、延長保育が必要な児童（以下「対象児童」という。）とする

(延長保育の実施)

第4条 延長保育の実施については、次のとおりとする。

(1) 第2条第1項第2号及び第2項第1号に定める延長保育については、「子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第7条第4項に規定する保育所及び認定こども園並びに同条第5項に規定する地域型保育事業（同条第8項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。）」（以下「保育所等」という。）全てで実施するものとする。

(2) 第2条第2項第2号から第4号に定める延長保育については、別に市長が指定する保育所等において実施するものとする。

(利用の申込み)

第5条 延長保育を利用しようとする児童の保護者は、実施保育所等の施設長・責任者（以下「施設長等」という。）にあらかじめ延長保育の申込みをしなければならない。

2 施設長等は、前項の申込みがあった場合において必要に応じて証明書類等の提出または提示を求めることができる。

(対象児童の承認及び通知)

第6条 施設長等は、前条の申込みを受理したときは、その内容を審査し、延長保育の必要があると認めた場合に利用を承認し、保護者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第7条 保護者は、第5条の申込み時の状況に変更が生じたときは、すみやかに施設長等にその旨を届け出るものとする。この場合において施設長等は、必要に応じて証明書類等の提出または提示を求めることができる。

2 保護者は、延長保育の利用を辞退するときは、あらかじめ施設長等にその旨を届け出るものとする。

(承認の取消し)

第8条 施設長等は、第6条の規定により利用の承認をした者について、延長保育の必要を欠くと認めるときは、承認を取り消すことができるものとする。

2 施設長等は、前項の承認の取り消しを行ったときは、保護者にその旨を通知するものとする。

(対象児童の報告)

第9条 施設長等は、対象児童について子育て支援部事業課長（市立保育所は子育て支援部振興課保育所運営担当課長）の指示に従い報告するものとする。

(利用料)

第10条 第2条第1項第1号及び同条第2項各号に規定する延長保育に係る利用料は、別表1に定めるところにより実施保育所等において徴収するものとする。

2 第2条第1項第2号に規定する延長保育に係る利用料は、別表2に定めるところにより実施保育所等において徴収するものとする。

3 前項の利用料は、原則として前納しなければならないものとする。

4 既納の利用料は、保育料階層認定の変更による場合を除いて、還付を受けることができないものとする。

(補助)

第11条 私立の実施保育所等については、延長保育の円滑な実施のため、別に定めるところにより、補助を行うものとする。

(日割制度の導入)

第12条 実施保育所等は、入所児童を対象に保護者の利便を図るため、自主事業として日割制度（以下「日割」という。）を導入することができるものとする。

2 日割利用の申込み及び承認については、実施保育所等で独自に定めることができるものとする。

る。

- 3 日割の利用料については、実施保育所等で独自に定めることができるものとする。その際、第2条第2項各号の延長保育の利用料については、別表3に定める利用料日額を標準として定めるものとする。

(施行の細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、延長保育の実施について必要な事項は、主管局長が定めるものとする。

附 則

(施行の期日)

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(「神戸市延長保育実施要綱」の廃止)

- 2 昭和59年4月1日施行の「神戸市延長保育実施要綱」については廃止する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成15年4月1日以前に施行された本要領第2条に基づき、時間延長型保育サービス事業実施の指定を受けた保育所（30分延長のみ実施園も含む。）について、神戸市特定教育・保育施設等の確認等の手続きに関する要綱第2条に定める特定教育・保育施設確認申請書（以下「申請書」という。）又は同要綱第4条に定める特定教育・保育施設調査票（以下「調査票」という。）を市長に提出した場合、この申請書又は調査票に記載した開所時間から保育標準時間を控除した時間をもって平成27年4月1日施行の本要綱及び神戸市延長保育事業事務処理要領に基づく「実施保育所等」の指定を受けたものとみなす。ただし、控除後の時間が1時間未満の場合はこの限りでない。

別表 1

神戸市保育標準時間外延長保育の利用料

階層区分	説明	30分延長	1時間延長	1時間30分延長	2時間延長
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0
B階層	A階層を除き、当該年度市民税額の区分が次の区分に該当する世帯 市民税非課税世帯	0	0	0	0
C階層	所得割額税額48,600円未満である世帯	2,500	4,500	6,000	7,500
D階層	所得割額税額48,600円以上である世帯				

注1 この所得税の額を計算する場合には、税額控除（配当控除・外国税額控除・住宅取得控除・特別減税）は適用しない。

注2 利用料については、月額であり上記金額を上限として実施保育所等で定めることができる。

注3 利用料の徴収にあたっては、園が定める保育標準時間の前後において、利用した延長保育時間を合わせた時間を算定するものとする。

別表 2

神戸市保育標準時間内延長保育の利用料（月額）

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分			3歳未満児					3歳以上児						
階層区分	定義	①扶養している子どもにおいて年長者から何番目の子どもか ②同時在園 ^(注1) で年長者から何番目の子どもか	第1子	第2子		第3子以降			第1子	第2子		第3子以降		
				第1子	第2子	第1子	第2子	第3子以降		第1子	第2子	第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0					0						
B	市町村民税非課税世帯		0					0						
B*														
C	所得割課税額 48,600円未満である世帯		100	100	0			200	100	0				
C*			0	0				0	0					
D1	所得割課税額 48,600円以上66,600円未満である世帯		300	200	0			300	100	0				
D1*			0	0				0	0					
D2#	所得割課税額 66,600円以上77,100円以下である世帯		400	200	0			400	200	0				
D2#*			0	0				0	0					
D2	所得割課税額 77,101円以上97,000円未満である世帯		400	200	0			400	200	0				
D3#	所得割課税額 97,000円以上119,000円以下である世帯		600	300		0			500	200		0		
D3	所得割課税額 119,001円以上169,000円未満である世帯			600	300	600	300	0		500	500	200	500	200
D4	所得割課税額 169,000円以上301,000円未満である世帯		800		400	800	400	0	1,300		600	1,300	600	0
D5	所得割課税額 301,000円以上397,000円未満である世帯		1,100		500	1,100	500	0	2,500		1,200	2,500	1,200	0
D6	所得割課税額 397,000円以上である世帯													

注1 「同時在園」とは、支給認定を受ける子どもと同一世帯に属する子どもであって、保育所等を利用している子どものことを指す。

注2 B, C, D1又はD2（所得割課税額77,100円以下の世帯に限る）階層に属している世帯のうち、ひとり親家庭、在宅障害児（者）のいる世帯等の場合、階層区分に「*」と追記される。

注3 「3歳未満児」とは、当該年度の4月初日の前日において満3歳に達していない子どもをいい、その子どもが年度途中で3歳に達した場合においても本年度中に限り3歳未満児とする。

別表 3

日割利用料標準額

種類	日割利用料
30分延長	200円
1時間延長	300円
1時間30分延長	400円
2時間延長	500円